

# 支部ニュース

2014年10月 No.491

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202  
Tel.03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 学習会「盗聴法の拡大と司法取引の導入について」報告
- サマーセミナーに参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・佐藤 宙
- ある生き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・千葉憲雄
- 杉井静子先生のメッセージに励まされて・・・・・・・・・・河村 文
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・古賀礼子
- 第26回東京支部ソフトボール大会予選リーグ組み合わせ決定
- 9月幹事会報告



# 連続憲法学習会「盗聴法・司法取引阻止へ向けて」

9月24日開催 講師＝泉澤章弁護士（東京合同法律事務所）

## 1 問題意識

本日提出された法制審のとりまとめに基づき、来年の通常国会で盗聴法・司法取引の関連法案が提出される見込みである。なぜ法制審がこのような答申をするに至ったのか、どうやったら阻止できるのかについて検討する。

## 2 盗聴法の拡大、司法取引制度の新設

まず、盗聴法（通信傍受法）の拡大について。団としては、これまで、汚いやり方だという意味合いを込めて、一貫して盗聴法という呼称を用いてきた。盗聴法制定当時から、団は一貫して制定に反対しており、日弁連などの他団体と連携して運動に取り組んだ。当然、個人のプライバシーを侵害するというのがその大きな理由である。盗聴法は99年に制定されたが、大変な反対運動の中で制定された。そのため、対象犯罪は4つの重大犯罪のみに限定された。傍受する方法も、通信業者の立会いが要求された。捜査機関が暴走しないよう、歯止めをかけた内容であった。

しかし、今回狙われているのは、99年制定の盗聴法とは大きく異なる。まず、窃盗や詐欺などに対象犯罪が拡大されている。しかも、傍受方法を合理化・簡素化するために立会い・封印を不要としている。99年に制定された盗聴法が非常に制限されていた点に比べ、大きく異なる内容である。地引き網的捜査という側面やプライバシー侵害の事実は変わらないにもかかわらず、である。捜査機関は、合理化・効率化というが、つまりこれまでの制度が捜査機関にとって使い勝手が悪かったということであり、今回の拡大は、当局側にとって使い勝手の良いものとするということである。

対象犯罪が振り込め詐欺など一般刑事事件に拡大されているが、そうすると、昨年起こった全生連の事件も対象になる。民主商工会や民医連も盗聴の対象団体となるだろう。弾圧立法として当局側に「活用」される可能性は高い。特定秘密保護法とリンクさせれば、非常に使い勝手の良い法律となる。

以上のとおり、非常に問題のある内容であるにもかかわらず、日弁連が反対しなかったという点については批判されるべきである。

次に、司法取引（的）制度について。とりまとめでは「捜査・公判協力型協議・合意制度」という大変わかりにくい呼称になっている。司法取引には、自分の罪を軽くさせるために取引に応じて自白する、共犯関係で自白を誘導する、全く関係ない「他人の犯罪」を密告させる、という側面があるが、今回狙われているのは3つめの類型、密告である。

他人の犯罪について密告を奨励するものであり、巻き込み、引っ張り込みで冤罪事件を発生させる可能性はかなり高い。実際、アメリカでは冤罪になった例が多くある。しかも、後で真実を述べると偽証罪に問われるという制度になっている。弁護人の合意が不可欠ということとして真実を担保するというのが、弁護人が合意し、冤罪であったときに、弁護人は冤罪を生んだ責任をとれるのか。被疑者・被告人にとって、弁護人格差を生むという問題点も指摘されている。また、犯罪被害者からの批判もあるであろう。何より、ほとんどの弁護士が法案の内容を理解していないのに、来年の通常国会で法案が通ってしまう。これは極めて危険ではないか。

### 3 答申に至る経緯と答申の狙い

そもそも、なぜこんな答申になってしまったのか。

志布志事件、足利事件、扶川事件など、捜査機関の厳しい取調べにより虚偽の自白をし、有罪とされた冤罪事件が、時期をほぼ同じくしてセンセーショナルに報道され、刑事司法改革への気運が高まった。加えて、検察官が証拠を捏造するという村木事件が発生した。裁判員裁判が始まるという時期であったこともあり、国民の刑事裁判への注目度が高まった。そこで、「検察のあり方検討会議」が発足し、法制審の「新しい刑事司法制度特別部会」が創設された。刑事司法改革に対する期待が高まったが、一方で当局側は強い危機感を持っていた。

当局側は、2012年3月に発表した「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の最終報告で、取調べの可視化はやむを得ないとするかわりに、盗聴法拡大、司法取引を明記していた。それだけ当局側は早くから危機感を持っていたということである。可視化は日弁連の悲願であったために、「毒まんじゅう論」まで噴出した。秘密保護法、集団的自衛権と連動した法制定の動きからすれば、治安立法の側面が強いと言わざるを得ない。

確かに取調べの可視化は重要なものであり、日弁連の前進したいという気持ちは理解できるが、実際、可視化は実施されている。日弁連は、これをやらなければ我々には何も残らないというが、それは事実と反する。しかも、獲得できたものはそう多くはない。引き換えに失う物がどれだけ多いかということ指摘せざるを得ない。

### 4 盗聴法の拡大と司法取引阻止に向けて何をすべきか

団は盗聴法について中心的に反対運動を繰り広げてきたが、司法取引についてはこれまで運動を展開していない。司法取引について市民に共感を呼べるスローガンを打ち立てられるのか。この壁を崩さなければ、運動を広げることは出来ないという難しさがある。

かつての盗聴法反対運動は、日弁連と連携して取り組んでいた。今回は、法律家として運動を展開するにあたり、日弁連が丸呑みしてしまったという難しさがある。

今回の動きのきっかけは冤罪になった人に対する同情だった。しかし、冤罪被害者は、今回の答申を評価していないどころか、怒りを持っている。ならば、具体的な事実を持って今回の答申は危険だと、誰でも冤罪の被害者になり得るのだということを訴えることが重要だろう。市民に対して、あなたがたにもあり得る事件だということを訴えていく必要がある。スノーデンファイルに見るような盗聴の恐ろしさなど、具体的なことを想起させて訴えたり、振り込め詐欺はこんなことでは防げないという現実を認識させるべきだ。自分に関係ないとは言えないのだということを、わかりやすいスローガンをもって広めていくべきだろう。そのためには、他団体との密接な連携も必要である。弁護士会も単位会では反対論が根強い。来年の通常国会に向けて、様々な工夫をして運動を広げていくことが重要である。



# サマーセミナーに参加して

三多摩法律事務所 佐藤 宙

夏真っ盛り。8月22日、23日の2日間にわたり箱根にて行われたサマーセミナーに参加してきました。

1日目は、宮川支部長の挨拶に始まり、伊勢崎賢治氏による「9条のリアル」題して講演が行われました。私は、伊勢崎氏の名前こそ聞いたことがあったものの、同氏どのような考えを持ち、どのようなことをしてきた方なのかをあまりよく知りませんでしたので、どんな話が飛び出してくるのか、胸を躍らせていました。伊勢崎氏の講演は、アフガニスタンの武装解除を実現したご自身の貴重なご経験談を主軸にしつつ、現実問題として、憲法9条や集団的自衛権がこれまでの歴史の中でどのように機能してきたか、そして、それらをそこにあるものとしてどのように活用していくことができるのか、という内容のものでした。このような、第一線の現場に関わってきた者として、常に現実から出発する同氏の考え方やものの見方は、理念や理屈から思考を始める法律家のそれとは大きく異なるものでしたので、私にはとても刺激的で新鮮なものでした。「9条のリアル」という題は、まさに講演内容を良くあらわしたものであったと思います。

しかし、伊勢崎氏が見事に武装解除をしてのけたにもかかわらず、現在のアフガニスタンは悲惨な状態です。戦争は、どのような大義名分を掲げても、悲劇を生むだけであるということを忘れてはなりません。

伊勢崎氏の講演に続き、今後我々がいかなる闘いを展開していくべきであるかについての報告や討議が行われました。今後、秘密保護法や集団的自衛権の問題点について正しい知識を市民と共有することがいっそう重要になってきます。そのような観点から、各地域において、学習会を始めとしてどのような取り組みがされているのかという点が報告・討議の中心となりました。その中で、「今は、学習会をするだけではなく、行動を起こす段階なのではないか」との問題提起がありました。学習は、それ自体が一つの目的ではあることは確かですが、最終目的は、市民が正しい知識を身につけ、それを基に運動を発展させることに他なりません。知識や問題点を市民と共有するだけでなく、市民運動の活力になるような学習会をすることがいかに大切であるかを再認識する（反省する）貴重な機会となりました。

2日目も、1日目に引き続き、学習会について各地域や各団体においてどのような工夫がなされているかについての報告や討議がおこなわれました。日本全国に引っ張りだこの飯田団員のご報告をはじめ、各地域のすばらしい取り組みが報告されました。その中でも、私には、早田団員による「あすわか」の取り組みのご報告はとりわけ魅力的なものに感じられました。護憲・改憲いずれかにスタンスを決めていない人々を対象に、ソフトにわかりやすく憲法問題を伝える取り組みや、カフェで憲法学習会を開くなどといった、「あすわか」の取り組みは、運動の輪をさらに広げるためにとても有効なものであり、私も是非参考にしたいと思います。

最後に、金井幹事長より、安倍首相の憲法破壊と闘うための行動提起がなされ、2日間のサマーセミナーは幕を閉じました。

サマーセミナーでは、5月集会や支部総会など比較的大規模な集会とはまた違って、参加した諸先輩方ととても近い距離で討議や意見交換をすることができました。来年は、みなさまも是非参加してみたいかがでしょうか？

# ある生き方

第一法律事務所 千葉 憲雄

「若手弁護士に向けてのメッセージ」との原稿依頼を受けたが、そのような立場にないのでお断りさせていただいた。しかし、重ねての依頼のため、やむなく、私の生き方の一端を述べることでお許し願いたいと思う。

50年前、司法試験合格直後に結婚した。新婚旅行から帰った夜、妻に「金儲けの弁護士にはならない」などの私の生き方を改めて話した。聞き終わった妻は、バラ色の夢が破れかなりのショックを受けていたが、その後、今日に至るまで、私の生き方を理解し協力してくれたので心から感謝している。

修習生になる直前、私が求める生き方を聞いた銀行協会局長の安原氏(妻がその秘書)が、大学同期の友人で尊敬する弁護士として団員の米村正一先生を紹介して下さった。早速、事務所を訪問したところ、大先輩は、たった一人で、質素な事務所で、金儲けとは全く無縁の仕事をされ、丁寧に、とつとつとご自分の弁護士の生き方を話してくださった。深い感銘をいただいた。

修習時代は青法協活動に明け暮れ、弁護士登録後は石島、金網、関原、竹沢、鶴見、向弁護士ら大先輩が活躍していた第一法律事務所に所属させていただいた(ほとんどの先輩が鬼籍に入り、現在事務所に残っているのは鶴見弁護士だけとなった)。

事務所入所と同時に、選挙弾圧事件を数多く担当した。驚いたことは、接見時間が15分に制限され、また、午後6時を過ぎると接見を認めなかったことである。新人弁護士を中心に団の弾圧部会を結成し対策を協議した。そして、時間の制限を無視し雑談してでも30分以上時間を延長し、警官が時間の終了を告げても「制限する法的根拠を示せ！」などと撃退した。午後6時の門限時間も、わざわざ6時少し過ぎに接見するようにして、この制限も打ち破った。当時、それまでの警察のいいなり状態を容認していた多くの先輩方に、不遜にも、厳しい批判の文書を公にしたこともあったが、今は昔の話である。

また、当時は、労働災害や職業病による生命や健康被害が多発していたにもかかわらず、その対策、救済がほとんどされていない現実に直面し、労災・職業病対策のため若手弁護士中心の研究会立ち上げに加わった。裁判提起を促し、職場の安全対策と労働者の意識覚醒を押し進めた。今から約45年前、年間10～12名の死亡事故が多発していた三菱重工業横浜造船所を相手に弁護団を組織し裁判を提起したところ、

その直後から死亡事故が激減し年1～2名になった。尊い命を守り、職場の環境を改善することができた。安全配慮義務などはこのような裁判が多く提起され争われる中で裁判所に認めさせたものである。

団の幹事も務めさせていただいたが、私は、専ら期成会と弁護士会の活動に時間を割き、30年間はひたすら弁護士会の民主化活動に精力を注いできた。弁護士会では常時4から5の委員会に所属し、期成会の当番幹事も引き受けた。東弁の副会長も引き受け、日弁連の常務理事も務めた。弁護士会の民主化が司法の民主化につながるとの確信があったので、私なりにできる限りの時間を割いた。

還暦を迎えた時、居住地の地元日野市での公益活動に時間を割くようにした。当時の森田革新市長の強い要請があったこと、60歳以降はボランティア活動をする、と決めていたためであった。月3回の定期法律相談、地元選出の法務省人権擁護委員活動、人権調整専門委員活動、子どもの人権問題協議会

活動、民法勉強会講師等、週2日の時間を割いてきた。これらの活動は、10年間続けた。

偶々、4年前に不祥事により解散寸前になっていた公益財団(職員400名、会員50万)の建て直しの理事長をやむなく引き受け、3年かけて大改革を断行した。不正に加担せず正義を護る弁護士を買い取ってきたから出来た仕事である。

振り返ってみると、それほどのことみなしに終盤を迎える年齢になったが、後悔はない。人はそれぞれの能力の中で力を尽くせばよいのではなかろうか。

間もなく、79歳を迎える。元気な間は、現役をつづけるつもりでいる。

## 杉井静子先生のメッセージに励まされて

三多摩法律事務所 河村 文

私が三多摩事務所に入所したのは2002年4月。残念ながら杉井先生が退所された後でした。しかし、入所してまもなく、事務所の諸先輩方から、杉井先生の「伝説」を色々と教えて頂きました。その「伝説」から私が勝手に抱いた印象は、パワフル!大胆!豪快!そんな勝手な想像(妄想?)が先行するなか、実際に杉井先生にお会いしてみると、その大きな存在感とは裏腹に、とても小柄。気さくで大らかで、ニコリと柔和な笑顔が印象的でした。その後、同じ多摩地域にしながら、杉井先生とは事件や運動等でご一緒する機会がないまま今日に至っています。残念なことです。時折お見かけするだけでも感じるのが、やはり杉井先生のエネルギーは大変なものだということです。事件、弁護士会はもちろん、多摩地域の運動でも、大きな役割をいつも笑顔で担っておられます。とても古希を迎えられたとは思えません。

そんな杉井先生も、三人のお子さんを育て上げられる中では、様々な御苦労や葛藤をされたと思います。私自身、現在、仕事と二人の子育てに懸命になっていますが、物理的な時間のなさはどうしようもなく、また、子どもが成長するにつれ様々なことがあり・・・すっかり多摩地域に「引きこもり」状態です。長い弁護士人生に比べれば子育ての時期はあっという間と頭では分かっていますが、時には焦りを感じることもあります。あるいは反対に、あまりに仕事に時間を割きすぎて子どもと向き合えてないのではと反省することも。そんな葛藤を繰り返す日々ですが、杉井先生も子育て中は「あせらない」「細くても長く仕事を続ける」ことをモットーにされていたということを知り、やはりそういう時期があっても大丈夫なんだと、改めて安心しました。大先輩の杉井先生が、その時期を糧にして今、充実した弁護士生活を送っておられるのですから、それだけで本当に励みになります。

また、一つ一つの事件を諦めないだけでなく、悪法の廃止・改正、新法の提言にもチャレンジする、10年先、20年先を見据えた活動をするというメッセージは、もう若手とは言われなくなった私ですが、しっかりと受け継いでいきたいスタンスです。根底には、目の前の依頼者の抱える困難や事件があり、その解決を諦めない姿勢があるからこそ、そこから見える根本的な、構造的な問題にも息長く取り組むことができる・・・全国的に活動しながら現役バリバリの『町の弁護士』であり続けていらっしやるところに、杉井先生の信念が凝縮されているように思います。

これからも杉井先生は、現役弁護士として活躍されるとのこと。大変なことも笑顔で包み込んで解決し実現していく杉井先生は、1人ひとりの依頼者にとってはもちろん、多摩地域にとっても大変心強い存在です。いずれは先生が地域で果たしておられる役割を引き継げるように、私もその一端を担えるように、今は細く長くですが頑張ろうと、気持ち新たにしました。お体の許す限り、いつまでも『町の弁護士』を貫いて頂きたいと思っています。

## 新人紹介

稲坂将成法律事務所 古賀 礼子

### 1 はじめまして

自由法曹団の皆様、はじめまして、66期の古賀礼子と申します。昨年、ひめしゃら法律事務所にて修習させていただいたご縁で、自由法曹団を知り、弁護士登録後まもなく入団いたしました。自己紹介の機会をいただきましたので、憲法の価値を身近に感じる日常体験を、ご挨拶代わりに伝えたいと思います。

### 2 PTAを脱退したこと

弁護士1年生の私には、この春小学校1年生になった息子がおり、仕事を覚え始めて早々、息子の新生活対応にも追われていました。初めての保護者会も、事務所の仕事を融通して参加しました。1学期の学習計画、持ち物の準備等、学校からのお知らせを、担任教師や学年主任教師などから説明を受けると、その流れのまま、PTA役員決め会へと移行しました。噂通り、不合理な沈黙時間のあと、半ば強制的なくじ引きでのクラス役員の決定が行われていきました。そもそも、PTAに入会するかしないかは自由であるのに、入会や役員の引き受けを強制されるとしたら、結社の自由（憲法21条）に反することになってしまう。それにもかかわらず、「当然入会」の上、「ひとり親」等、「できない理由」を他の保護者に述べて「了解」を得なければ、役員引き受けのリスクを免れない運用がある実態に、私は激しい抵抗感を覚えました。ひとり親に限らず、病気や家族の問題など、「できない理由」が深刻な人ほど、公にはしたくないはずなのに、プライバシーの利益に対する理解に欠けていることには、怒りすら覚えたのです。調べてみると、PTA強制加入運用の問題は、最近メディアでも注目されており、憲法問題として非難されていることを知りました。

もちろん、PTAの健全化に成功しているケースもあるようです。しかし、そのための労力は並大抵なものではなく、正論だけではなく多数の協力者を得なければ不可能です。そう思うと、私は、法律家として、NO!の意思を示すことが、私にできる最初の一步であろうと考え、脱退届（非加入の確認）を提出するに至ったのです。

### 3 身近にある憲法問題

息子を通じたご縁で、いわゆる“ママ友”の中には、子連れ離婚経験後、新パートナーとの間で、新たに子どもに恵まれているパターンが意外に多いことに気がきました。

新パートナーとは、あえて「結婚」の形をとっていない。つまり、下の子は、婚外子です。同じ母親から産まれて一緒に育てている兄弟たちでも、昨年の違憲判決・民法改正がなければ、母親の相続財産についての法定相続分に差異があったのだから、改めてその不合理性を痛感しました。違憲判決の報道で、婚外子差別が正妻の子と不倫の子の対立問題のみのように語られていたことには違和感があったことを忘れません。離婚を経験したからこそ、法律婚の形にこだわらず、新しい家族を育てているママ友たちには、ほんの少し前まで、「法律が差別していた」という意識もなく、ただ笑顔あふれる日常を送っている。でも、そこには憲法問題があった。

憲法問題は、日常の中にあることを知る一面でした。

#### 4 憲法が身近な未来に向けて

以上のように、日常生活の中にも憲法問題が隣り合わせにあるのに、憲法は市民にとって縁遠いものとなっているのだと、“ママ弁護士”の立場から感じる機会が多々あります。憲法を知らない義務教育の現場、明日の市民になる子どもたちが、およそ憲法と切り離された社会で生きていること、だから、憲法が浸透する未来像を描く方が難しい。

もちろん、憲法の価値が空気のように当たり前になっているなら、市民が憲法を考えなくても良い社会として、むしろ安心できる世の中かもしれない。現状は、残念ながら平和すら脅かされかねない危険に直面していることからすると、法律家として、市民が憲法になじむ社会づくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

団の皆様のお知恵を借りながら、一生懸命邁進いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。





# 第 26 回 東京 支部 ソフトボール 大会 予選リーグ組み合わせ決定！！

厳しい残暑が終わり、本格的な秋。第 26 回ソフトボール大会（10月28日（火曜日）まで1か月を切りました。今回のソフトボール大会のチームエントリーは 12 チームです。抽選会の結果予選リーグは以下ようになりました。

<b>予選リーグ 1 組 C グラウンド</b> 労弁・台東連合 渋谷・代々木連合 南部・五反田連合	<b>予選リーグ 3 組 E グラウンド</b> 東京合同ファイターズ 旬報ロイヤーズ 立川ヒメゴンズ
<b>予選リーグ 2 組 D グラウンド</b> 東京法律 ヤコブ・大気・水俣 ウェール&みどり共同	<b>予選リーグ F グラウンド</b> 三多摩連合 城北 東京東部法律事務所

- ★ 開催日時 10月28日（火） 午前9時10分
- ★ 集合場所は、大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場 C グラウンド
- ★ 雨天の場合は中止です。天候が悪い場合、前日夕方に実施か否か決定します。各チーム責任者に電話します。

## 9 月 幹事会 報告

参加者 10 人

### 1 情勢と諸課題の討議

#### (1) 集団的自衛権行使（今後の支部の取り組み）

- 団本部から閣議決定の解説本を 10 月初旬に出版
  - ・ 9 条に反する、立憲主義に反するという側面よりも、閣議決定の実質がどこにあるのか（軍事行使の容認、日米関係の緊密化）にポイントがある内容
  - ・ 出版されたら販売促進をしていく（宣伝チラシあり）
- 秋の日米ガイドラインで集団的自衛権の容認で日米間の合意をしまい、既成事実化して、議論を封じてくるはず。問題はそれまで安倍政権がもつのか（GDP の減少など）
  - 沖縄知事選がポイントになる
  - ガイドラインに対して団として抗議は考えたほうがよいのではないか→ 団総会の議題として挙げられているかを確認する

■沖縄知事選 投開票日11月16日

- ・翁長氏が有利か。ただ、沖縄は自民党の力は根強いから予断を許さない状況。
- ・地元から応援してほしいとの要請あり（お金も人も）。できれば告示前に来てほしい。告示日10月30日→長澤幹事長と相談する
- ・喜納昌吉が立候補する。辺野古問題で、喜納は「撤回すべき」。翁長は明言しない。辺野古の住民運動排除 海上保安庁法18条の権限による？

■福島知事選はどうなるかよくわからない

- ・自民党は副理事を候補にする予定
- ・こちら側の候補者は？

■地方公共団体への要請

- ・東京法律事務所が中心となって新宿区議会へ陳情。合同事務所は港区へ

(2) 朝日新聞問題

- ・慰安婦問題で記者を処分しようとしている。吉田証言は既に30年余り放置してきた責任はあるが、だからといって慰安婦問題がなかったわけではない。なのに、そもそもないものにしてしようとしている
- ・原発問題では吉田調書の誤読。少数故にチェック体制ができていなかった。吉田調書自体をきちんと読まない方向になりつつある

(3) 派遣法改悪、労働法制の改悪（東京での反対運動の構築）

■団本部で意見書、記者会見

派遣法、労働時間について

ただ、派遣労働者は全体の数%なので、運動の盛り上がりには欠ける

■院内集会を開催予定（10月29日）

その後、ロビーイングする

(4) 都政問題（ヤジ・オリンピックなど）

■男女参画議連野島会長「結婚したらどうだ」発言問題

→あまりに杜撰。

(5) 司法改革問題（盗聴法など）

■共謀罪 臨時国会では提出されない模様

(6) 教科書問題

■来年7月に教科書検定、8月に教科書採択がされはじめる

■子どもと教育を守る東京連絡会が来春に集会を開催予定。教科書問題も取り上げる

■6月2日 教育再生首長会議 60市町村が参加。日本教育再生機構が中心となっている  
首長と教育委員会委員少なくとも1名が公費支出によって会議出席

■教科書問題にたいして来年2月に団本部で教科書P Tを立ち上げる予定

### (7) 官邸前見守り弁護団の件（神奈川支部神原団員）

■ 7月1日夜官邸前、警察の包囲あって現場は混乱した。団支部も警備などで協力してもらえないか、との呼びかけ

■ 見守り弁護団はある。警備が厳しすぎるとして弁護団として抗議（記者会見、意見書）。現在は、弁護士1名とボラ1名の見回り

■ 弁護士としての対応方法。逮捕者対応、もめたら止めるなど。主催者がいないのも問題

■ 団による活動

運動が大きくなりそうなときに出動協力していく→情報を適宜提供してもらう  
組織的に協力していくと労力が大変だから難しい

### (8) 国分寺まつりで9条の会の出店拒否

### (9) ヘイトスピーチの国連からの是正通告

## 2 その他

### (1) スポーツ大会

予選枠の抽選した

### (2) 支部総会

【開催日】 2015年2月27～28日

【場 所】 熱海 KKRホテル

以上



#### お詫びと訂正

先号(No.490)に掲載いたしました我妻真典弁護士の若手弁護士へのメッセージで、我妻弁護士のお名前と事務所名の表記が間違っておりました。

正しくは 我妻真典法律事務所 我妻真典 でした。

心よりお詫び申し上げますとともに、今後間違いを起こさぬよう、充分注意いたします。

また、文中 p.15(3)に、民事9部 とありましたのは 民事19部 でした。

併せて訂正いたします。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、  
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3  
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)